

## 処分料金

(平成 27 年 12 月 1 日現在)

種 類	処分料金	標準比重 <sup>※1</sup>
燃え殻	22,000 円 / t	1.14
汚 泥	無機性のもの	1.10
	有機性のもの	
廃プラスチック類	22,000 円 / t	0.35
シュレッダーダスト	23,000 円 / t	
紙くず	22,000 円 / t	0.30
木くず	22,000 円 / t	0.55
繊維くず	22,000 円 / t	0.12
動物または植物に係る固形状不要物 (動植物性残さ)	22,000 円 / t	1.00
ゴムくず	22,000 円 / t	0.52
金属くず	22,000 円 / t	1.13
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	15,000 円 / t	1.00
廃石膏ボード	20,000 円 / t	
石綿含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)	30,000 円 / t	
鋳さい	20,000 円 / t	1.93
コンクリートの破片その他これに類する不要物 (がれき類)	18,000 円 / t	1.48
石綿含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)	(再掲)	
ばいじん	30,000 円 / t	1.26
産業廃棄物を処分するために処理したもの (政令 13 号廃棄物)	25,000 円 / t	1.00
廃石綿等	110,000 円 / t	0.30
災害廃棄物等 <sup>※2</sup>		

※ 1 : 処分料金は重量当たりの料金のみです。これは、環境省が示している換算係数に基づくものであり、受け入れる廃棄物の比重がこの換算係数と著しく異なる場合は、この処分料金は変動することがあります。

※ 2 : 災害廃棄物等の処分料金については、受け入れが必要になった際に決定します。